

平成29年度 新居浜市市有林管理運営審議会

会 議 録

【開催日時】 平成30年2月16日（金）13:30～14:30

【開催場所】 新居浜市役所 4階 41会議室

出席者 17名

市議会議員	藤 田 幸 正
〃	伊 藤 謙 司
〃	三 浦 康 司
学識経験者	近 藤 武 (会 長)
〃	伊 藤 利 忠 (副会長)
〃	秦 哲 久
〃	大 角 武 次
〃	伊 藤 和 一
〃	神 野 隆 義
〃	高 橋 忠 士
〃	和 田 一 夫
〃	鈴 木 千鶴王
副 市 長	寺 田 政 則
総 務 部 長	多田羅 弘
経 済 部 長	鴻 上 浩 宣
財 政 課 長	河 端 晋 治
管 財 課 長	菅 一 好

事務局 7名

(農林水産課)

課 長	山 内 敏 弘
主 幹	鍋 井 慎 也
係 長	園 部 剛 成
主 任	篠 原 絵 里
主 事	板 東 庄 三

(別子山支所)

支 所 長	藤 田 和 則
係 長	近 藤 尚 志

欠 席 者 2名

市議会議員	高 塚 広 義
〃	神 野 恭 多

議 事

- (1) 役員選出について
- (2) 平成29年度事業内容について
- (3) 今後の市有林の管理運営について
- (4) その他

13:30 開会

(司会・山内課長)

定刻が参りましたので、ただいまから、市有林管理運営審議会を開催いたします。

平成30年1月1日付けで新しく委員を委嘱、任命を行っております。任期は新居浜市市有林管理運営審議会条例第4条の規定により2年となっております。

本日の議事は、(1) 役員選出について、(2) 平成29年度事業内容について、(3) 今後の市有林の管理運営について、(4) その他となっております。

それでは、第1回目の審議会でございますので、副市長からご挨拶を申し上げます。

(寺田副市長)

副市長あいさつ

(司会・山内課長)

ありがとうございました。

それでは、本日の会に先立ちまして、第1回目の審議会でございますので、それぞれ自己紹介をお願いしたいと思います。誠に恐縮ですが、藤田幸正委員より時計回りで順次お願いします。

各自、自己紹介

(司会・山内課長)

ありがとうございました。本日の会議の出席者は委員19名中17名が出席です。条例第6条第2項の規定により、会議の開催に必要な半数以上に達していますので、本日の会が成立しておりますことをご報告いたします。

それでは議事に移ります。まず、議事(1)「役員選出について」でございますが、会長が決まるまでの間、鴻上経済部長に仮議長をお願いしてよろしいでしょうか。

(全委員)

異議なし。

(司会・山内課長)

ありがとうございました。それでは、鴻上経済部長よろしく願いいたします。

(経済部長・鴻上委員)

それでは、ただ今から仮議長をつとめさせていただきますので、ご協力をお願いします。

早速、議事に入らせていただきます。議事(1)「役員選出について」を、議事といたします。事務局から説明をお願いします。

(事務局・園部)

それでは、お手元の「平成29年度 新居浜市市有林管理運営審議会資料」に沿って、説明させていただきます。

新居浜市市有林管理運営審議会の委員の任期につきましては、新居浜市市有林管理運営審議会条例第4条の規定により2年となっており、平成29年12月31日をもって旧委員の任期が満了となり、平成30年1月1日付けで新たに19名の委員が委嘱及び任命されております。

条例第5条の規定により、審議会には会長及び副会長1人を置くこととしており、委員が互選することとなっていることから、新任期で第1回目となる今回の市有林管理運営審議会において、委員の中から会長1名、副会長1名を選出する必要があります。なお、会長及び副会長の任期は、委員の任期によることから、平成30年1月1日から平成31年12月31日までになります。

最新の委員名簿を10ページに添付しておりますが、平成30年1月1日現在のものとなっています。

なお、昨年度の審議会の場におきましても、会長及び副会長を選任いただきましたが、任期が2年であることから、新任期における第1回目の審議会を開催する時期によって、2年度連続で会長及び副会長を選任することとなる場合がございますが、今回はそのような状況となっておりますこと、ご了承いただきたく存じます。

それでは、よろしく願いいたします。

(経済部長・鴻上委員)

それでは、選出にうつります。

選出方法につきましては、新居浜市市有林管理運営審議会条例第5条第2項により、委員が互選することとなっております。

事務局から説明がありましたように、昨年1月の本会におきまして、旧委員ではございますが、会長に近藤 武委員、副会長に伊藤利忠委員を選出いたしているところでございます。今回、本年1月1日から新委員を委嘱、任命しておりますが、19名中14名が再任ということですので、私からの提案でございますけれども、近藤 武委員さんに会長、伊藤利忠委員さんに副会長を、引き続きお願いさせていただきたいと思っておりますが、いかがでしょうか。

(全委員)

異議なし。

(経済部長・鴻上委員)

それでは、新会長及び副会長が決まりましたので、これからの議事進行につきましては、新居浜市市有林管理運営審議会条例第5条第4項により、会長をお願いしたいと思います。近藤会長さんよろしくお願いいたします。

新会長及び新副会長 → 会長及び副会長席に着く

(会長・近藤 武委員)

就任のあいさつ

(会長・近藤 武委員)

それでは、会長が議長ということでございますので、議事を進めさせていただきます。議事が円滑に進みますよう、皆様のご協力をお願いいたします。

それでは(2)「平成29年度事業内容について」を議事といたします。事務局、説明願います。

(事務局・園部)

「平成29年度事業内容について」ですが、こちらは、例年、本審議会を年明けの時期に開催する機会が多いことから、このような資料内容にさせていただいておりますが、まず、市有林に関する予算といたしまして、旧新居浜地区につきましては農林水産課担当から、別子山地区につきましては、別子山支所担当からそれぞれ説明させていただきたいと思っております。

それでは、まず、農林水産課の予算についてでございますが、こちらは、旧新居浜地区に関するものを示しております。歳出予算につきましては、合計357万3千円となっております。その内訳は市有林管理運営審議会及び長野山運営委員会の委員報酬が20万7千円、火災保険料(森林保険)が218万7千円、市有林管理等の委託料が93万4千円、長野山採種園交付金及び電柱貸付金(長野山の貸付金にかかる分収金)が22万2千円、消耗品などが2万3千円となっております。

また、歳入につきましても、合計は357万3千円となっております。その内訳は愛媛県からの長野山採種園貸付料が26万4千円、その他、市有林における、案内板や反射板等の貸付料収入が1千円、残りは市の一般財源となっております。

農林水産課からは以上です。

(事務局・近藤)

別子山地区の市有林に関する予算等についてご説明いたします。

歳入・歳出予算の合計は1,272万3千円となっております。火災保険料が42万7千円、管理委託料については別子山大野団地搬出間伐が1,036万8千円、分収造林筏津2591号除伐Ⅱが150万円、施設修繕料が42万8千円となっております。

大野団地の搬出間伐につきましては、施業面積を9.4 ha、林内作業道開設を1,496 m、搬出材積を約340 m³としております。分収造林後津2591号につきましては、昭和59年のヒノキ植栽時において5.04 haの除伐となっております。

別子山支所からは以上です。

(会長・近藤 武委員)

どうもありがとうございました。それでは、先ほどの説明に対して、ご意見、ご質問はございませんでしょうか。

(伊藤謙司委員)

市有林に関する歳出予算において、火災保険料がウェイト的に高いのですが、補償内容についてはどのようになっているのでしょうか。

(事務局・園部)

まず、保険契約している山林につきましては、市有林にも色々種類がございますが、主に市の直営林等における人工林に関し火災保険つまり森林保険をかけております。この森林保険は8種類の災害が保険金支払対象となっております。火災、風害、水害、雪害、干害、凍害、潮害、噴火災がその内容となっておりますが、ここ数年におきましては、森林保険による保険金を活用した実績はございません。

(会長・近藤 武委員)

せっかくの機会ですので、他にご質問、ご意見ございませんでしょうか。

ご質問等ないようですので次に進みたいと思いますが、また何かあれば、その都度、事務局にお問い合わせいただければと思います。

それでは、議事(3)の今後の市有林の管理運営について、事務局説明をお願いします。

(事務局・園部)

それでは次に議事3の「今後の市有林の管理運営について」に移りたいと思います。

今後の市有林の管理運営につきましては、先ほど議事2でご審議いただきました事業内容につきましては、来年度も同様に実施していきたいと考えております。

なお、委託料の中で、一昨年度より市有林の場所、境界、樹種等の確認のため、「市有林財産管理のための管理業務」を実施しておりますが、内容としましては、森林組合等林業関係職に従事されていた有識者である大角委員にご指導等いただきながら、複数名の職員が、現状において実施可能な範囲で、市有林の現地調査を行っております。こちらは職員が市有林の位置等を概ね把握し、山に慣れるためのもので、正式に境界等を確定していくレベルのものではありません。なお、5ページには、現在も調査中であり、不完全なものではありますが、現時点での旧新居浜地区の市有林の概略図をつけております。地図右下部には27年度から29年度に調査した箇所を記載しており、その場所につきましては地図中に番号で記しております。

また、国の税制改正により、平成31年度から森林環境税制度が開始される運びとなっ

ていることから、現状の市有林の管理のみならず、新たに導入されるであろう事業への対応及び林政業務全般をスムーズに実行するため、平成31年度以降における林業専門員等の雇用もしくは、事業によっては民間への業務委託等についても平成30年度中に検討を行っておくことが重要となると思われます。

なお、上記の新制度にかかる体制での状況に応じて、広域基幹林道加茂角野線の県営工事の進捗を見ながら、将来的には加茂角野線小味地工区の延長沿いに位置する小味地直営林における搬出間伐等の実施如何、時期、場所、方法等についても検討していきたいと考えています。

次に、6ページ～8ページまで国の森林環境税に関する資料を添付しております。これらは今月末に開催予定の県の説明会資料の一部より抜粋したもので、制度の詳細等については、今後、具体的にわかってくるとは思いますが、まず「平成30年度税制改正の大綱(抜粋)」という資料をご覧ください。

愛媛県における県税としての森林環境税は既に課税されておりますが、それとは別に、森林吸収源対策にかかる地方財源の確保のため、国の森林環境税制度が創設される運びとなっており、納税義務者等は国内に住所を有する個人、税率としては年額1,000円とし、市町村において個人住民税と併せて賦課徴収するとし、平成36年度から課税されることとなっております。

また、森林環境譲与税が創設され、こちらは森林環境税の収入額に相当する額とし、市町村及び都道府県に対して譲与されることとなっております。譲与基準としては、10分の9に相当する額が市町村に対し、残りの10分の1に相当する額が都道府県に対し配分されることとなっており、10分の5の額を私有林人工林面積、10分の2の額を林業就業者数、10分の3の額を人口で按分して譲与されることとなっております。

この森林環境譲与税の使途としては、後ほど触れますが、主には間伐や人材育成、担い手の確保、木材利用の促進や普及啓発等の森林整備及びその促進に関する費用に充てなければならぬとされており、平成31年度から譲与されることとなっております。

次に、創設時の経過措置として、平成31年度から35年度までの森林環境譲与税につきましては、国により借入金をもって充てることとされており、その金額は平成31～33年度は200億円、平成34、35年度は300億円となっております。参考に、県から届いた内々の資料では、県内の試算として、平成31年度からの200億円試算における新居浜市への配分は14,533,175円となっております。

次に、「新たな森林管理システム」についてでございますが、この森林管理システムに基づくものが森林環境譲与税の使途にあたるようです。

順に触れさせていただきますが、森林所有者に適切な森林管理を促すため、「森林管理の責務を明確化」とするとともに、森林所有者自らが森林管理を実行できない場合に、市町村が森林管理の委託を受け「意欲と能力のある林業経営者」に繋ぐ。また、再委託できない森林つまり自然的条件からみて経済ベースでの森林管理を行うことが困難な森林及び再委託に至るまでの間の森林においては、市町村が管理を行うこと等があげられています。森林所有者からの森林管理の委託のみならず、市町村に寄付される場合もあり、また、所有者不明等森林の場合は一定の手続きを経て市に管理等を委託されるケースもあるようです。それと、資料最下部の※印にあるように、このシステムを円滑に機能させるための経費(人

材育成・担い手の確保等)についても使途対象ということだそうです。

ということで、平成31年度以降、この森林環境税制度が導入された場合、市の業務が莫大となり、現状の人員体制では到底こなしえないと考えられるため、今後、この制度が導入されるにあたり、林業専門員、地域林政アドバイザーなどの雇用による、市の林政部門のマンパワー充実が不可欠となってくると思われます。

(会長・近藤 武委員)

どうもありがとうございました。

森林環境税制度につきましては、今後国から詳細が示され、次第に具体的なことがわかってくると思います。事務局からは、今わかっている範囲で説明をいただいたと思います。この議事(3)について何かご意見、ご質問等ございませんでしょうか。

(和田一夫委員)

昔、CO₂の関係で、森林所有者に対する環境保全の関連で、今後、国をあげて何かをするという話もありましたが、声は大きかったものの、林業者や森林所有者に対し何の恩恵もなく、我々の身に感じるものは一つもありませんでした。そういう意味で、新たに税金を一人頭1,000円取るというのは、国による意味のよくわからないやり方だと思います。林業者、森林所有者を課税対象から外すような意見があったのかどうか我々にはわかりませんが、CO₂を一番出しているのは森林所有者ではなく、都会の方だと思いますので、そういう方々から多く税金を取るという考え方はあったのでしょうか。

また、新居浜市として、別子山でもそうですが、林道が十分じゃないと思います。やはり林道が整備充実されないと、市有林であろうが民地であろうが、コストがかかり、誰もが手をつけることが出来ません。この地域では、林道に対する認識が少し薄いのではないかという考え方を我々は持っております。我々も色々な情報を得ており、県の人と話す機会がありまして、この東予地域において、県で予算が余っているので林道を少しでも延ばしたらいかがですかという話もあったようですが、どこの市町村かわかりませんが、それを断ったという話を聞きました。市として、ある程度は林道網の整備を検討しないと、今からの林業はちょっと難しいものになると思います。

それと、お願いしたいのですが、我々別子山地域には林道網があり、市で何メートルか延ばしていただいておりますが、廃道に近い道も何本かあります。この廃道に近い道に対する市としての管理等の考え方について、ある程度責任のある方の声を聞きたいですね。今、3線くらい在る林道について、それが廃道になるのか、また、それを利用するのかを教えていただけたらと思います。市として管理している以上、道刈りなど、車が通れるくらいの状態にはしていただきたいと思うのですが、そのあたりについてどうでしょうか。

(会長・近藤 武委員)

これについて、事務局の方から考え方を説明していただきますでしょうか。

(事務局・鍋井)

森林環境税について、森林所有者を課税から外すという議論等については、検討段階で

はWG等で意見は出たとは聞いておりますが、具体的に森林所有者を外すとか、都会の方に多く課税するとかいうような内容にはなっておりません。今、現在すでに東日本大震災の関係で一人頭1,000円の税を徴収されておまして、それが切れるタイミングで森林環境税に置き換えをするというような形で議論が進んでおります。ただ、なるべく早く実行すべきということから、国の方で借入れを行ったうえで、先に地方に譲与税の配分をする形を取ると伺っております。森林環境税については、以上です。

(事務局・藤田支所長)

林道についてですが、現在、別子山には林道が何路線かありますが、実際に活用出来ているのが大湯線であったり大野線であったり、実際に延ばしているのが豊後線と保土野線という形で、他の林道につきましては、生活道であったり、確かに使われているところと殆ど活用されていないところがございます。これらにつきましては、原則、廃道という考え方ではなく、地域振興において林業で森林からの材の切り出し等を実施する場合には、それらの道を活用しなければならないと考えております。今の林道に関しましては、木材単価の低迷等の影響により、なかなか活用されていないのが現状でございますので、住友林業さんとも相談をさせていただいて、北側の市有林につきましても早急に林道を開設して行って、そこで継続的に事業を行えるように出来ないかということで協議はさせていただいております。なお、具体的にどこの道がどうかということにつきましては、また個別に相談させていただきたいと思っております。

(和田一夫委員)

別子山支所云々ではなく、市全体の考え方として、市有林であれ民地であれ、市としての予算付けとして、林道網に対する考え方にもう少し力を入れていただくようにしないと、今から国がいくら森林環境税をかけて、それに対し市に1,500万くらいの予算配分があったとしても、実際にどれだけのことが出来るのでしょうか。製材等についてもどれくらい出来るか疑問であります。別子山においても、林道が無いところに何百haという財産が眠っておりますので、そういうことから、林道網を北斜面であれ南斜面であれ、もう少し延長し、個人であれ市であれ、ある程度は山林を管理出来る状態になるよう、今後、もう少し市として考えていただき、力を入れていただくようお願いしたい。

(会長・近藤 武委員)

以上のようなことで、行政の方で和田委員さんのご意見も含め、今後、諸々検討していただきますようお願いしたいと思います。

私に関心を持っておりますに、国が森林環境税として、このようにはっきりとした税制改正をして、その財源を林業振興のために重点的に拡充するという考え方は良いことだと思っております。要は、それを受け入れる体制といえますか、平成31年度より新居浜市にも予算が配分されるということでもありますので、前段の平成29年度の事業内容について説明があった予算についてもですが、今後における林業に関する貴重な財源として、今、林業振興のために優先されるべきことは何なのかということについて、行政はしっかりと考えていかないとはいけません。

もう1点、ここに副市長も市議会議員の先生方もおいでるんですが、先ほどの事務局の説明にもありましたように、いわゆる林政の担当専門職をですね。林業振興のために、平成31年度に向けて配置していただくよう、ぜひともお願いしたいと思います。今の人員では対応は出来ません。やっぱり、やる以上は人なんです。そこで仕事をする人をしっかり配置していただかないと、国がどんどん施策を出してくるのに、市がそれに対応出来ないようではいけません。新居浜市は県内でも有数の自治体ですし、公有林の面積も大きくそれなりの財産があるわけですから、そのようなことも踏まえまして、皆さんの総意で専門職の配置、増員を要望しましょう。

(副会長・伊藤利忠委員)

道路についても、毎年話しているんですが、なかなか予算の関係で進捗していない状況で、私もイライラしております。

今、非常に頻繁に獣害が起こっておりますが、これについても道路があればもうちょっと上まで駆除に行けるというようなこともありますし、四国中央市には担当者が2名専属でいるというような話も聞いており、他でも、猟期であっても年間通じて駆除をさせているところもあるということです。新居浜においては、とてもじゃなく、里山だけで駆除しているので、山奥の方まで駆除出来るような形で促して行ってほしいと思っております。

(会長・近藤 武委員)

どうもありがとうございました。林道網の整備なくして林業振興の発展はありませんので、行政にはこのあたりのこともご検討いただきたいと思っております。

他に何かご意見ご質問ございませんでしょうか。

(和田一夫委員)

今、専門職について、会長さん、副会長さんが言われましたが、我々も機会あるごとに、市の農林水産課などに専門職が絶対に必要であるということをお願いしたり、色々なことをやりましたが、現在に至るまで専門職的な人はひとりもいないということでして、会長さんの言われることはごもっともだと思います。四国中央市では、林業というか駆除に関する人を数名雇っていると聞いております。ぜひとも新居浜市でも必要だと思いますので、私も会長さん、副会長さんに賛同したいと思います。

(会長・近藤 武委員)

これは皆さんの総意だと思いますので、ぜひともよろしくお願いいたしたいと思います。

(藤田幸正委員)

専門職の範囲といいますか、位置付けや考え方はどうなのでしょう。

(事務局・園部)

今回の議題に関する専門職の考え方につきましては、市有林の管理運営や林道網の整備なども含め、今後、森林環境税制度に対応していくためのマンパワーを充実させるための

専門職ということになるとと思います。有害鳥獣については、全く別個で考えなければならぬと思います。

(会長・近藤 武委員)

やはり専門職となると、大学の林業科を卒業した程度の学歴のある方ということになるとと思います。ですから、そのような人を対象に市が林業の専門職として採用していただけるとよろしいかと思えます。県の林業課には専門職がおります。過去には新居浜市でも農・林・水それぞれに専門職を採用しておりましたが、現在は一人もおりません。

いわゆる専門職ということになると、その課所で、林業担当として、おそらく採用されてから定年までその仕事に専念するということになるとと思います。そのような人がいないと、林業といえますと、特に入会林関係のことなどもそうですが、一番息の長い仕事です。途中で人が変われば、新しく来た人はまた一からのスタートとなり、なかなか本来の仕事が前に向いて進まないという問題があります。ですから、少なくとも専門職として、農業や水産業もありますけれども、林業はこれから最も重要だと私は思います。

(副会長・伊藤利忠委員)

現在、大角委員に市有林に行っていていただいておりますが、そういう方について行って専門的なことを教えて貰ったり、経験者に助言してもらうことは非常に大事かと思えます。

(秦 哲久委員)

林業専門で学校で勉強した人を引っ張って来ることはもちろんですが、木だけではなく、それを出すのは道であり、やはり山岳部門で専門的に土木をやっている人間でないと、林道は通せません。どのような道を入れてよいかもわからないのでは困る。これについては経験者も多数おられると思うので、山岳土木を勉強したような人を探して専門に付けないと、市有林だけでも林道が絶対足りないはずですし、ましてや一般の生活道に紛れている道などはどうにもならない。そういうことを考えると、やはり山岳土木を専門でやっている人間が必要と思われる。林道については、今まで経験値でやってきている。これから長く引き継げるような基礎を作っていかないと、こんな急峻な山ばかりの地域ではなかなか難しいと思います。

(会長・近藤 武委員)

有難うございました。そのようなことですので、これについては本当に市長にお願いしていきたいと思えます。他にございますでしょうか。

(経済部長・鴻上委員)

今の件に関連しまして、市に専門職がないということもありますので、先ほど別子山支所長からも話がありましたけれども、別子山の市有林につきましては、住友林業さんをお願いし、住友林業さんが持っている知見を活用させていただき森林整備、搬出をどのような形で実施すればよいか等について委託し計画を作っております。新居浜の山といえば、住友林業さんがよく知っているので、そういった知見の活用についても今後検討し、先ほ

ど森林環境税に対応するための人材確保というようなところもありましたので、県のOBでありますとか、住友林業のOBの方の活用についても検討してまいりたいと思います。

(会長・近藤 武委員)

やはり関係機関との連携は大切だということですね。他にございますでしょうか。

(秦 哲久委員)

広域基幹林道はどれくらい進んでいますか。何メートルくらい延長したのか。

(事務局・園部)

平成29年度につきましては、小味地東工区が26.5mのみ延びています。今年度はそれだけですが、来年度の予定としましては、県が開設し市に移管されるという広域基幹林道なので、県の計画によりますが、今のところ小味地工区の舗装を850m、角野工区を110m開設する予定と伺っております。

(副会長・伊藤利忠委員)

先日、広域基幹林道の小味地工区に行く機会が有りまして、雪で先に行けなかったのですが、なかなか県が延長をストップするだけあるなというような険しいところですね。

(大角武次委員)

もしわかれば教えていただきたいのですが、国土調査について、西条あたりは山の方についても進んで行っているように聞いております。新居浜はまだ工事が進んでいないので、山の方まではまだ進んでいないと思うのですが、そのあたり、実際に新居浜市では国土調査をやっているのでしょうか。それとも全然、手付かずなのでしょうか。

(財政課長・河端委員)

国土調査につきましては、今、残念ながら新居浜市での進捗率は12.4%ということで、愛媛県の平均ではだいたい80%くらいになりますので、非常に新居浜市は遅れているんですが、平成30年度の予定としましては、約7,600万円を投入して計画的に進めて行くということにはしております。

(大角武次委員)

どのあたりをやっているのでしょうか。以前は北山の河北で測量調査した杭を見かけたことがあるのですが。

(財政課長・河端委員)

船木の11号バイパス関係でありますとか、あとは観音原、別子山では保土野地区等になりますね。

(藤田幸正委員)

過去において、新居浜市では住居表示について先行して取り組んだため、国土調査については遅れていると聞いております。しかし、現状では住居表示についても大生院や萩生、船木等においては未実施の状態です。また、旧角野町で国土調査を実施したが、精度等の問題で活用されていないと聞いております。

(会長・近藤 武委員)

他にございませんでしょうか。

それでは、ご質問等ないようですので(4)その他に移りたいと思いますが、何かご質問ございませんでしょうか。

(事務局・園部)

事務局より1点だけすみません。今回初めて委員さんになられた方もいらっしゃいますので、この場でお伝えさせていただきたいのですが、委員報酬につきましては、本日出席いただいている委嘱委員さんには、事務局の準備が整い次第、登録いただいている口座の方へ振り込ませていただきますので、よろしく願いいたします。

(会長・近藤 武委員)

それでは、本日の議事がすべて終了いたしましたので、以上をもちまして、本日の審議会を閉会いたします。

皆様方には大変ご熱心にご審議いただきましたこと、厚くお礼申し上げます。ありがとうございました。

14:30 閉会